

児童扶養手当制度のご案内

児童扶養手当は母子家庭や父子家庭となったお母さんやお父さんまたは父母と生計が一緒でない児童を養育している方に、国と帯広市が費用を負担して手当を支給する制度（国の制度）です。

◆制度の目的

児童扶養手当は、父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るための制度です。

◆対象となる人

次の要件を満たす児童（18歳に到達する日以降の最初の3月31日までの間にある者、または20歳未満で政令で定められている重度の障害の状態にある者）を監護している母や監護しかつ生計を同じくしている父、父母に代わってその児童を養育している人に支給されます。

- ・ 父母が離婚した児童
- ・ 父または母が死亡した児童
- ・ 父または母が政令で定められている重度の障害の状態（国民年金の障害等級1級相当）にある児童
- ・ 父または母の生死が明らかでない児童
- ・ 父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ・ 父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ・ 母が婚姻によらないで出産した児童
- ・ 父または母がDVによる保護命令を受けた児童



※ただし、次の場合は、手当を受けることができません。

児童が	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本国内に住所がないとき ・ 児童福祉施設に入所しているとき（里親に委託されているときを含む） ・ 母または父の配偶者（内縁関係を含む）に養育されているとき（父または母が政令で定められている重度の障害の状態にある場合を除く）
母または父が	<ul style="list-style-type: none"> ・ 戸籍上の婚姻関係はないものの、同居等により事実上の婚姻関係にある場合
母または父及び養育者が	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本国内に住所がないとき
養育者が	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童と別居しているとき

◆手当を受ける手続き

手当を受けるには、帯広市役所こども課へ認定請求書に次の書類を添えて、認定を受ける手続きが必要です。

- ①請求者と対象児童の戸籍謄本（原本）
 - ※帯広市に児童扶養手当を認定請求する場合、手数料を無料で取ることができます。事前にこども課にお寄せください。
- ②預金通帳等の口座確認書類の写し（請求者名義のもの）
- ③その他状況により必要な書類

◆手当の支払い

手当は、市長の認定を受けると、**認定請求をした月の翌月分から支給**されます。

支払いの時期は、1月・3月・5月・7月・9月・11月の各11日（土日祝日の場合はその前日）
となっており、支払い月の前月までの分が指定された金融機関の口座へ振り込まれます。

＜手当月額＞（令和6年4月以降）

対象児童数	全部支給	一部支給
1人	45,500円	10,740円～45,490円
2人	10,750円加算	5,380円～10,740円加算
3人以上	2人を除いた児童1人につき 6,450円加算	2人を除いた児童1人につき 3,230円～6,440円加算

※一部支給の額の算出方法

- ・ 第1子月額：45,490円－（所得額－全部支給の所得制限限度額）×0.0243007
- ・ 第2子加算月額：10,740円－（所得額－全部支給の所得制限限度額）×0.0037483
- ・ 第3子以降加算月額：6,440円－（所得額－全部支給の所得制限限度額）×0.0022448

※全部支給の所得制限限度額を1万円超えるごとに

第1子月額で約240円、第2子加算月額で約40円、第3子以降加算月額で約20円減額となります。

◆手当の額

手当の額は、請求者及び請求者と生計が同一の扶養義務者の所得により、**全部支給、一部支給、全部支給停止**の3つに区分されます。

＜所得制限限度額＞

（単位：円）

扶養親族等の数	請求者（母または父）				配偶者・養育者・扶養義務者	
	全部支給		一部支給		収入額	所得額
	収入額	所得額	収入額	所得額		
0人	1,220,000	490,000	3,114,000	1,920,000	3,725,000	2,360,000
1人	1,600,000	870,000	3,650,000	2,300,000	4,200,000	2,740,000
2人	2,157,000	1,250,000	4,125,000	2,680,000	4,675,000	3,120,000
3人	2,700,000	1,630,000	4,600,000	3,060,000	5,150,000	3,500,000
4人	3,243,000	2,010,000	5,075,000	3,440,000	5,625,000	3,880,000
5人	3,763,000	2,390,000	5,550,000	3,820,000	6,100,000	4,260,000

◎同居の扶養義務者の取扱いについて

次のいずれにも該当する場合は、申請により、生計が別であると認められることがあります。

- ・ 2世帯住宅などのように生活空間（居室・台所・トイレ・風呂・玄関等）が別々に確保されていること。
- ・ 同居している父母兄弟等と住民票上、別世帯であること。
- ・ 税法上及び健康保険上、同居している父母兄弟等の扶養でないこと。
- ・ 就労等による収入により、毎月の生活費の負担をしていること。
- ・ 公共料金を自分名義で契約し支払っていること。（同居の父母兄弟等がまとめて支払っている場合別途申し立てが必要）



◎次の場合は、上記限度額に加算（額は一人あたり）

本人	老人控除対象配偶者及び老人扶養親族 特定扶養親族及び16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族	10万円 15万円
扶養義務者等	老人扶養親族（当該老人扶養親族の他に扶養親族がない場合については、当該老人扶養親族のうち一人を除いた老人扶養親族一人につき）	6万円

※所得は、前年（1月から9月に請求する場合は、前々年）の所得（注）から、政令で定められている控除額（一律8万円、給与・年金所得10万円、その他）を除いた額です。（注）ここでいう所得とは、次の①と②の合計額です。

- ① 市（区）町村民税の総所得額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期・短期譲渡所得金額及び商品先物取引に係る雑所得等の金額の合計額
- ② 請求者が母または父の場合は、児童の父または母から受けた養育費の8割の額

◆手当の額は改定されます

手当の額は、次のような場合に改定されます。

- ①全国消費者物価指数の上昇又は下降の比率に応じて、政令で手当額が改定された場合
- ②対象児童が増えて、手当額改定請求書を提出し、認められた場合
→請求の翌月から増額になります。
- ③対象児童が減った場合（手当額改定届を提出していただきます）
→児童が減った翌月から減額になります。
- ④所得や扶養親族数が変わったことにより、市（区）町村民税が更正された場合
→更正された年度分（時効による制限あり）の11月分から改定されます。
- ⑤所得の高い扶養義務者と生計同一になったり、または生計同一でなくなった場合
→事実発生（14日以内に届出が必要）の翌月から改定されます。
- ⑥手当を受けている方または児童が、公的年金給付等を受けることができるようになった場合（申請すれば受けることができる状態を含みます）、または児童が公的年金の加算対象になった場合
→公的年金給付等支給対象月から改定されます。

※①以外は届出が必要です。

◆受給資格がなくなる場合

次のような場合は、手当を受ける資格がなくなりますので、速やかにお届けください。受給資格がなくなって受給された手当は、全額返還していただくこととなりますので、ご注意ください。

- ①児童が18歳に達する日以後の最初の3月31日になったとき
（政令で定められている重度の障害の状態にある場合は、20歳まで）
- ②手当を受けている母または父が婚姻したとき
（同居等により事実上の婚姻関係にある場合を含みます）
- ③遺棄していた父または母から連絡・訪問等があったとき
- ④刑務所等に拘禁されていた父または母が出所したとき（仮出所を含みます）
- ⑤児童が父または母と生計を同じくするようになったとき
- ⑥児童が児童福祉施設等に入所したとき（里親への委託を含む）
- ⑦養育者が児童と別居するようになったとき
- ⑧母または父が児童を監護しなくなったとき
- ⑨児童が死亡したとき

※①⑤⑥⑦⑧⑨は、対象児童が全て居なくなる場合です。



◆手当を受けている方の届出

毎年、8月1日から8月31日までに、所得状況や家族状況等を確認するため現況届を提出していただきます。

(7月から9月の間に認定請求をした方については、その年は所得状況届の提出が必要です)
※現況届の提出がないと、手当の計算ができないため手当の支給ができなくなる他、2年間未提出の場合は受給権が失われます。

現況届以外では次のような場合に届出が必要になります。

届出を必要とするとき	届出の種類
氏名、住所、手当の振込先金融機関を変更するとき	変更届
対象児童が増えたとき	額改定請求書
対象児童が減ったとき	額改定届
市(区)町村民税が更正されたとき	支給停止関係届
所得の高い扶養義務者と生計同一になったとき、または生計同一でなくなったとき	支給停止関係届
証書を紛失・破損・汚したりしたとき	証書亡失届(再交付申請)
手当を受けている方が死亡したとき	受給者死亡届
受給資格がなくなったとき	受給資格喪失届
公的年金を受給することになったとき、受給中の公的年金に変更があったとき	公的年金給付等受給状況届

平成20年4月から新たな届出が必要です(児童の母または父に限る)

届出を必要とするとき	届出の種類
①手当の受給開始月から5年経過した月 ②手当の受給要件に該当した月から7年経過した月 ①か②いずれか早い時期 ただし、認定請求時に3歳未満の児童を監護している場合は、その児童が3歳に達した月から5年を経過したとき	一部支給停止適用除外事由届出書 (手続きを行わなかった場合は、手当の約2分の1が支給停止となります)
上記の時期を経過した後の毎年8月の現況届提出のとき	

・届出が必要な対象者へは、事前にお知らせします。

・次の事由に該当していることを届け出してください。

- ①受給者が就業・求職活動等をしている
- ②受給者が障害の状態にある
- ③受給者が疾病・負傷又は要介護状態にある
- ④児童又は親族が障害、要介護状態にあり、受給者が介護を行う必要がある



◆ お問い合わせ先 ◆

帯広市役所 こども課 TEL 0155-65-4160 (直通)